

**新型コロナウイルス感染症対策**  
**役場庁舎会議室・町コミュニティーセンター使用ガイドライン**

令和4年6月 3日 (改正)

令和5年3月13日 (改正)

総務課長

**1 使用対象者**

町職員等を除く方が、次の施設を利用するときに適用します。

**2 対象施設**

施設区分	内容
役場庁舎等	本庁舎会議室等 防災センター会議室等
町有施設	町コミュニティーセンター

**3 利用時の約束**

利用者のマスク着用は、本人の判断とする。

**(利用を控えていただく方)**

- ① 利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- ② 発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

**(活動や行動を避ける内容)**

会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動

**(利用者の義務)**

- ① 利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- ② 利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- ③ 各種団体は、利用者を把握すること。

**(管理者の義務)**

- ①利用者の感染リスクを軽減する措置（消毒液の用意など）をとること